

## 別紙1

### 令和6年度介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣及び厚生労働大臣表彰

### 推薦要領

#### 1 推薦の対象者

介護サービス事業所・施設等のうち、職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上等に係る取組について、顕著な功績がみられた者。

なお、介護サービス事業所・施設等については、介護保険法（平成9年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に基づく介護サービス事業所・施設等とする。また、各介護予防サービス、介護予防支援及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含むこととする。

#### 2 推薦者数

1から2程度。ただし、該当者がいない場合においてもその旨、回答願いたい。

#### 3 推荐事業者の選定方法等

(1) 推荐事業者の選定については、例えば、以下のような方法が考えられるが、介護事業者の表彰を通じた優良事例の横展開を図るという本取組の趣旨に鑑み、より多くの介護事業者に参画を促す観点から、原則として①により推薦されたい。③による場合であっても、特定の団体のみでなく、可能な限り複数の団体と協議を行っていただきたい。

- ①都道府県において公募、審査を実施の上で表彰候補者を推薦
- ②類似の表彰制度がある場合は、その結果に基づき、表彰候補者を推薦
- ③管内の関係事業者団体等と協議の上、表彰候補者を推薦 等

(2) 厚生労働省の事業等に参画して一定の成果が得られた介護事業者の事例及び昨年度の本表彰に係る実施概要を、以下の厚生労働省ホームページにおいて紹介しているところであり、推薦事業者の選定にあたり適宜参考にされたい。

(リンク先)

- ・介護分野における生産性向上ポータルサイト

<https://www.mhlw.go.jp/kaigoseisansei/index.html>

- ・令和5年度実施概要

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-hyosyo.html>

- (3) その他、推薦される介護事業者は以下の要件を満たすものとし、別紙3の関係法令遵守報告書を都道府県知事に提出すること。
- ① 介護保険法、老人福祉法、高齢者の居住の安定確保に関する法律、労働基準法（昭和22年法律第49号）等の関係法令を遵守していること。
  - ② 社会保険（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。
  - ③ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有していないこと。

#### 4 調書等の作成、提出

- (1) 別紙2の調書及び別紙3の写しについて、厚生労働省老健局高齢者支援課までに提出されたい。  
提出期日：令和6年4月26日（金）（厳守）  
提出先：kaigoseisansei@mhlw.go.jp
- (2) 調書の「2具体的な取組」の評価項目①から④までについて、それぞれが審査で配点される項目であるため、全ての項目を具体的に記入すること。ただし、①「介護職員の働きやすい職場環境づくりに資する取組」については、ア「職員の待遇改善に係る取組」、イ「人材育成に係る取組」、ウ「介護現場の生産性向上に係る取組」のいずれかの取組のみの記載であっても、差し支えない。なお、②から④までについては、①の取組に対する記載とする。
- (3) 提出に際しては電子媒体のみとして、紙媒体の提出は不要とする。
- (4) 調書等の内容を補足するため、参考資料を添付することも可能とするが、1介護サービス事業所・施設等につき、10ページを上限とする。なお、提出に際して、電子媒体での送付が困難な場合、個別に連絡の上、厚生労働省老健局高齢者支援課が指定する部数の紙媒体を提出すること。
- (5) 調書等の提出と併せて、介護事業者の取組と関連する写真の電子媒体を提出すること。
- (6) 審査の過程において、必要に応じて追加資料の提出や内容の照会をする場合がある。

#### 5 表彰の種類、表彰数

推薦があった事業者については、厚生労働省老健局長による委嘱を受けた者によって構成される委員会の審査を経て、以下のとおり表彰する。

- (1) 内閣総理大臣表彰  
特に優れた取組を行う事業者を数名程度

(2) 厚生労働大臣表彰

①優良賞

優れた取組を行う事業者を数名程度

②奨励賞

上記以外の事業者（委員会において著しく不適当と判断された者を除く。）

6 留意事項

- (1) 本表彰は、介護事業者（事業所・施設）単位で表彰を行うものであり、運営法人単位で行うものではない。ただし、各事業者における取組を広く紹介するため、同一の法人が運営する事業者を複数推薦することは避けていただきたい。（他の都道府県で推薦されている事業者と、運営法人が同一の場合はこの限りではない。）
- (2) 事業者の推薦に当たっては、サービス種別を問わずにご推薦いただきたい。
- (3) 委員会による審査は令和6年6月頃に実施する予定である。また、同年夏頃を目途に、内閣総理大臣表彰及び厚生労働大臣表彰優良賞を受賞した事業者に対する表彰式を実施する予定としている。なお、表彰された事業者におかれましては、事業者の代表者及び介護職員等といった現場の職員の両者の出席にご協力いただきたい。